

## 教育委員会 4月臨時会会議録

日 時 平成29年4月3日(月) 午後4時30分から午後4時44分まで

場 所 市役所11階南会議室

### 出席者

#### (教育委員)

教 育 長	塩 崎 政 江	教育長職務代理者	村 山 昌 暢
委 員	吉 川 真由美	委 員	湯 澤 晃
委 員	奈 良 知 彦		

#### (事務局)

教 育 次 長	橋 本 誠 次	指導担当次長	林 恭 祐
総 務 課 長	小 島 順 子		

教 育 長 開会に先立ちまして、教育長として、市長から任命されましたことをご報告いたします。  
任期は、4月1日から平成32年3月31日まででございます。  
本日から新しい教育委員会制度がスタートいたします。前教育長が築いたすばらしい教育委員会を引継いでいきたいと思っています。

教 育 長 これより前橋市教育委員会4月臨時会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。

教 育 長 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に村山委員と吉川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。「教育長職務代理者の指名」を行います。事務局の説明をお願いいたします。

総 務 課 長 教育長職務代理者の指名について、ご説明をさせていただきます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項には、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。  
職務代理者の任期につきましては、「教育長が別の職務代理者を指名するまで」、又は「教育長が新たに任命され、その教育長が新たに職務代理者を指名するまで」の期間となりますので、新たな指名が無い限り継続して職務を担っていただきます。  
なお、職務代理者の職務は、新教育長の代理となりますので、旧制度における「教育委員長」と「教育長」の職務を担っていただくものとなります。前橋市においては、「前橋市教育委員会教育長職務代理者に委任された事務の一部を委任する事務局の職員の指定等に関する規則」を制定し、旧制度における「教育長」の職務については事務局職員に委任しておりますので、本日、教育長から指名する職務代理者の職務は、旧制度における「教育委員長」の部分となり、主に教育委員会議等に関することとなります。  
説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、教育長職務代理者の指名を行います。  
職務代理者として、村山委員を指名いたします。

村山委員 前橋の教育のためにできることをやっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長 日程第四。座席の指定を行います。事務局の説明をお願いいたします。

総務課長 座席の指定について、説明をさせていただきます。  
教育委員会の席次表をご覧いただきたいと思います。座席の指定については、1番は教育長、2番は教育長職務代理者となっております。3番から5番までについては委員さん方の協議により決めていただきたいと思いますが、これまでの慣例によりますと、在任期間の長い順、在任期間が同じ場合には年齢順ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 ただいまの事務局の説明によれば、1番 教育長、2番 教育長職務代理者、3番 吉川委員、4番 湯澤委員、5番 奈良委員となりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

教育長 それでは、1番 教育長、2番 教育長職務代理者、3番 吉川委員、4番 湯澤委員、5番 奈良委員、以上のとおり指定いたします

教育長 日程第五。教育長提出の諸報告について、報告を求めます。  
それでは、説明をお願いいたします。

総務課長 **諸報告1 職員の人事異動(副参事級以下)の専決について**  
議案書の1ページをご覧ください。

平成29年4月1日付け副参事級以下の職員の人事異動については、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により、専決させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告させていただきます。

副参事級以下の異動につきましては、記載のとおり、異動数が105人で、新規採用者が11人の合計で116人でございます。

また、課長級以上の人事異動につきましては、教育長が臨時代理させていただきましたので、このあと、報告し、承認をいただく予定でございます。

なお、内示名簿は、既に送付済みでありますので、省略させていただきます。以上でございます。

教育長 日程第六。議案の審議に入ります。

それでは、報告第1号及び第2号について説明をお願いします。

総務課長

**報告第1号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について**  
議案書の2ページをご覧ください。

平成29年4月1日付け課長級以上の職員の人事については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認をいただくとするものでございます。

今回の課長級以上の人事異動につきましては、記載のとおりですが、まず、部長級につきましては、関谷教育次長が転出、塩崎指導担当次長の教育長任命に伴い、林学校教育課長が指導担当次長へ昇任となりました。また総務課長が参事昇任となりました。

続いて、課長級につきましては、文化財保護課長の退職に伴い、田中副参事が課長昇任、林学校教育課長の指導担当次長昇任に伴い、川上課長補佐が課長昇任、生涯学習課栗木副参事が図書館長へ異動昇任となりました。

総務課長

**報告第2号 前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について**

続いて報告第2号「前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について」、ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本件につきましても、教育委員会を招集する時間を確保することができなかったことから、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認をいただくとするものでございます。

議案書の5ページをご覧ください。

まず、改正の理由ですが、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が3月31日付けで公布され、4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、市町村民税非課税世帯における第二子の児童に係る保育料を無償とするものです。

改正の具体的な内容につきましては、6ページの新旧対照表に記載のとおりです。

教育長

説明が終わりましたが、ただいまの報告について、ご意見や質疑等ございますか。

- 吉川委員 橋本教育次長が久しぶりに教育委員会事務局に戻られたということですが、どうでしょうか。
- 教育次長 教育委員会制度が変わり、また学校も統廃合が進んだという印象であります。私が事務局にいた当時から統合の話はありましたが、なかなか実行に移せなかったのが正直なところですが、子ども達が切磋琢磨していくにはある程度の人数が必要であると思いますし、またエリアの問題もあると思いますが、やはり適正規模という考え方が必要であります。
- 教育長 積極的に統合を進めるというのではなく、適正な人数、適正なエリアでうまくやっていかないとならないことだろうと思います。そうでないと、小学生はともかく、中学生は部活動も含め、多様性を育むために、生徒が少ないことが果たしてどうなのかという思いがあります。
- 指導担当次長 自分はどちらかという学校に割りときちんと長くいた方なので、子ども達を元気にしていくために経験を活かしていければと思っています。
- 教育長 次長制になって、それぞれの得意分野を活かしていただければと思います。
- 教育長 保育料については、国の方で保育料無償化の動きがある中のひとつという捉えで良いと思っています。保育料については今後見直しをしていく状況にありますので、その際にまた意見をいただければと思います。今回の件は一定の条件の第二子が無料になるということは良いことかなと思います。
- 教育長 ほかになければ、以上で質疑を終了します。
- 教育長 それでは、報告第1号及び報告第2号について、承認することとしてよろしいでしょうか。
- ( 異 議 な し )
- 教育長 異議のないものと認め報告第1号及び報告第2号について、承認いたします。
- 教育長 ほかに何かなければ、以上をもちまして、教育委員会4月臨時会を閉会いたします。  
(午後4時44分)